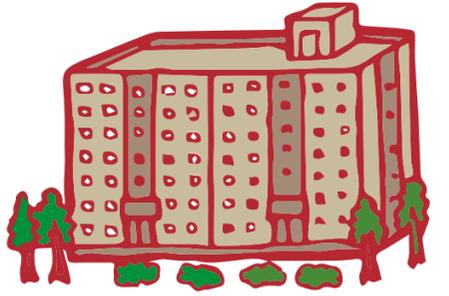


**共益費の支払を忘れずに！
支払が遅れますと共用部(TV・照明)の電気が止まります。**

住宅の結露の原因と注意点
結露とは、空気中の水分が水滴となって現れるもので、温かい空気が冷やされたときに発生します。結露の怖いところは、その2次の被害です。水分が付着した箇所です。水分が付着した箇所がありますし、木部に付着したままになっていくと木部の腐食が進んでしまうこともあります。結露の解消には普段から換気に気を遣う必要があり。大切な衣類や家財を守ることもなるので風通しをよくして定期的に換気を行うようにして下さい。除湿器は大変有効的な手段ですのでぜひ活用しましょう。また、手軽に利用できるという利点からポータブルストーブを使用している家庭がありますが、ポータブルストーブの燃焼

住宅だより



市営・道営住宅の維持管理 令和6年度12月号 発行 釧路市住宅公社

水道凍結にご注意を！

寒い日が続くと、水道管や蛇口が凍結しやすくなります。凍結すると水道が使えなくなるだけでなく、修理に多くの費用がかかってしまいます。就寝時や旅行など長時間水道を使用しないときは、必ず水抜きをしましょう！凍結防止には、水道の水抜きが最も効果的です。水抜きを忘れて水道管を凍結させた場合の復旧費はすべて入居者負担となります。気象情報などに注意しながら水道管を凍結させないようにしましょう。



大規模災害に備えましょう

大規模災害に備えて、災害時の行動や連絡方法、集合場所等の確認をしましょう。いざという時に自治会等が一丸となって協力・支援し合えるよう、日頃から近隣の方と声かけをしましょう。また、停電や給排水管の亀裂などでライフラインの使用ができなくなる可能性があります。万が一に備え簡易トイレやライトなどを準備しましょう。

除雪にご協力を

団地内通路、駐車場内通路に積もった雪は通行の妨げになります。高齢者の方が多く入居されており、人手の確保が大変だと思いますが、互いに協力し合いみなさんが気持ちよく利用できるよう除雪にご協力をお願いします。

等、安全を確保してください。

家賃等は納入期限内に

家賃等の納入期限は毎月月末(12月の納入期限は市営住宅が25日、道営住宅は1月4日、土日祝日の場合はつぎの平日)です。納入期限内に納めていただけなかった場合には、翌月下旬に督促状を送付します。納入期限日までの納付をお願いします。住宅使用料等のお支払いは安心・便利な口座振替をおすすめします。手続きは住宅公社までお問い合わせください。

家賃減免・徴収猶予の申請について

公営住宅の家賃は、皆さんに提出していただいた収入申告書にもと



損害賠償責任保険への加入

住宅火災が発生した際には、火元の部屋以外に共用部分や他住戸へも多大な被害を及ぼします。火災発生時の賠償責任は入居者にあり、保管義務違反により多額の賠償を求められることとなります。また、不注意による階下への漏水などでも賠償責任が生じる事例があります。程度にもよりますが、賠償のためには資力が必要であり、多額の場合には個人で賄うことが難しいケースが殆どです。そこで

損害賠償保険に加入することが個人で講ずる有効な手段です。万一への備えとして加入をおすすめします。



夜間休祝日の緊急修繕等の依頼について

住宅公社営業時間外の緊急修繕に関する連絡先は釧路市役所代表番号となっておりますが、通常の修繕を夜間や休日は原則として対応しておりません。例えば①上階からの漏水②水道が出ない③排水があふれる④灯油が漏洩している⑤電気が点かない(部分的なものを除く)などは対応しますが、緊急性のない修繕は住宅公社の営業時間内にお問い合わせいたします。

屋根等からの落雪にご注意！



近年、冬季間に気温が上下する事象が発生しています。気温が急激に上がった場合など屋根等からの落雪に十分注意してください。玄関近くを歩行・一時駐車の際には屋根などを確認し、落雪などの危険があるところに駐車をしない

各種申請・届出について

家族構成に変動が生じた場合は、住民票の届出の他に住宅公社への届出が必要となります。申請内容に応じて家賃等の変動が生じる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。



市営住宅・道営住宅指定管理者
一般財団法人釧路市住宅公社

営業時間 / 平日8時45分～17時30分

営業時間内の連絡先 **31-4563** (直通番号)

営業時間外および緊急修繕に関する連絡先 **23-5151** (釧路市役所代表番号)

※時間外における災害や緊急修繕に関するご連絡は時間外連絡先へお願いします。